

風紀取締推進実施要領

福生町浄化の徹底を期するため風紀取締條例の改定により取締の万全を期すると共に警察当局の取締と相呼応し更に浄化運動を継続強化して啓蒙宣伝によりよく一般市民の理解と協力を得るよう戸記により啓蒙運動を実施する

一 啓蒙運動の方法については計画通り印刷物の配布立看板座談会講演会街頭宣伝等あらゆる有効の方法を以て長期間に亘り推進するものとあり特に街頭宣伝については町当局町議会を始め各種団体の協力により実施するものとす

二 街頭宣伝計画

参加団体 町当局 町議会 教育委員会 小中学校 PTA 婦人会 青年団 町民協会 連合会 商店街連合会 東町民協会

1 期間 十一月八日より同月三ヶ月

2 時間 昼間 午後一時 — 午後五時

3 時間 夜間 午後六時 — 午後十時

4 集合場所 役場

5 宣伝方法 自動三輪車にて啓蒙宣伝ビラを撒くと同時にメガホンをもって呼びかける

6 人員 一班五—六名として団体別人数の組合せは別に作る

啓蒙運動所頭目定表

工		金		木		水		火		月		曜
夜	晝	夜	晝	夜	晝	夜	晝	夜	晝	夜	晝	
												議
												会
												役
												場
												教
												育
												PTA
												青年団
												婦人会
												防犯協会
												連合会
												商店街
												東防
												犯
												余

備考
所議会の議食付議席順に出勤する
婦人会は夜間に出動しない

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
✓			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	署	署	✓
船木甚平	村尾種吉	野島毎	貫井伊作	中野七五郎	高橋三郎	瀬古清藏	設衆美知	田村福一	井上頼太郎	森田喜一	石川武雄	田村政一
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
署	✓	✓	✓		欠	✓	✓	✓	✓	✓	✓	署
高橋彦市	田村利一	西村節	村尾四郎	村野盛一	村野岳平	鮎沢美代子	森田誠重	田村幾太郎	井梅拳輔	橋本雄一	森田幸藏	並木竹松

福生町議會議員名簿 (昭和28年11月27日) 定

福生町議会々議録

昭和二十八年十一月二十七日福生町議会を福生町役場に招集した
出席した議員は左記の通りである

田村政一	石川武雄	森田 一	井上頼太郎
田村福一	設楽美知	高橋三郎	中野七五郎
貫井伊作	船水甚平	森田幸彦	橋本雄一
井梅泰輔	田村幾太郎	森田誠重	飯沢美代子
村尾四郎	西村 節	田村利一	高橋彦一

一 会議事件は左記の通りである

一 防火貯水槽新設について

一 福生町々営住宅の新設について
指定地附受領に関する件
条例制定について

一 昭和二十八年年度福生町歳入歳出追加更正予算

一 福生町監査委員改選につき同意を求める件

一地方自治法才百三條ノ規定ニテ會議事件説明のため出席を求めたるものは左記の通りである

町長 森田幸造 助役 秋山誠一

總務課長 大野忠一 民生課長 貫井比代次
農業課長

一本会の書記は左記の通りである

書記 高水 求 上野重勝

一議長(田村幾太郎) 上月二十七日午後一時四十分開議を宣す

一議長() 令 () 本日の議事日程を報告する

一日程才一 (議案才四九号) 防火貯水槽新設について

一日程才二 令 才五〇号 福生町々営住宅の新設について

一日程才三 令 才五一号 指定寄附受領に関する件

一日程才四 令 才五二号 係例制定について

一日程才五 令 才五三号 昭和二十年度福生町歳入歳出追加更正予算

一議長(田村幾太郎) 才一読会を開く旨を告げる

一議長()

一日程才一 (議案才四九号) 防火貯水槽新設について

一議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる

書記 朗読

一助役 原案につき説明する

一才六番(設樂美知) 建設予定地は何処かを問う

一消防主任 才四町内の竹内染物店裏水才七町内倉氏宅先である

一才五番(森田幸造) 水道建設による消火栓との関連を問う

一助役 技術面より考えて消火栓はポンプニ合程度であるから貯水槽も必要と

考える

一議長(田村幾太郎) 本件につき更議の旨を會議に諮り全会一致原案通り決

定する旨を告げる

一日程才二 (議案才五〇号) 福生町々営住宅の新設について

一議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる

書記 朗読

一助役 町営住宅の建設も近く入札来る運びとなつたので事業議決の必要を生

じてきた。予算は前回議決の様に進めるが最初の予定は五戸は資材等の
値上げのため五戸の変更用地の交渉も進捗している。坪当り価額は八五〇円
の予定である。建物は一戸建てで二五〇〇〇円。附帯設備を含めると三〇〇万
五円圓となる。さうあたりは建物の入札を十二月を目にやり。附帯之事は宅地
設計により進めて行きたい。

運営についてはオ一種は一定の収入のなればならない。月収が一四〇〇〇〇〜二五〇〇〇
円になると思う。町営であらう條例により町内居住者を入れると云う規定も
ある。五年後は又譲渡も可能である。家賃は二ヶ月前後になると思う。

一オ九番(中野七五郎) 収入のみでなく住宅に困っていると云うことが条件にはないが、オ一種と
オ二種の区合は如何。

一助役 前段の通りである。

オ一種住宅は平均坪数が一〇坪以上。オ二種は八坪五合以下である。

一オ三番(西村節) 完成の見込は何時か

一助役 来年三月末の予定である。

一オ五番(設楽美知) 役場が自由に出来る戸数はあるか

一町長 條例で規定すれば可能と考える。

一議長(田村幾太郎) 本件につき異議の有無を合議に諮り全会一致原案通り決定
する旨を告げる。

一日程三(議案オ五号) 指定寄附受領に因する件

一議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる。

書記 朗読

一助役 原案を説明する。

一オ三番(西村節) 町の現状より考へこれ以上ホプの必要はないと思つたので今後
は貯水槽を整備してゆくことが必要と考える。但ホプの更新については
別の考えがある。

一助役 都市計画に基く貯水槽の新設を国庫補助。町負担。指定寄附。各一
で計画している。

東京都市計画部福主丁役場

一、才十三番(船木甚平) 寄附の額は治安委員会が示したものが或は向ふの弁意に
よるものか

一、助役 治安委員会が検討されたものである。

一、才十三番(船木甚平) 或分団が消防自動車更新の計画があるが、その国庫補助が得られ
るよう配意願いたい

一、才十七番(井梅泰輔) 消防自動車の修理は金額町負担とされた

一、助役 大きなものは全部町の負担でやられている。消防後援会等の関係で一部負担する
場合もある。

一、才十七番(井梅泰輔) 今町の才五分団の修理の場合のようなものは町としてやる頂きたい
一、助役 それは追加予算で計上されている。

一、議長(田村幾太郎) 本件につき、更議の意思を会議に諮り、全会一致で原案通り決定
する旨を表明する。

一、日程才四(議案才五二五) 条例制定について

一、議長(田村幾太郎) 本件を提案する日も表明する。

書記 朗読

一、町長 本件は産業、總務、兩委員会の審議を完了したもので、骨旨とするところ

は、健全なる商工業者に対し融資を行い、事業の育成保護を

はかるもので、理事も有り、農業、養蠶と云ふ事に対し、商工業者に対し

する考へを述べたものであります。

これは予算の範囲内で融資を行うもので、運営が円滑に行く場合は

効果も大であるが、こげつき等が多くなつたような場合は、大打撃を受ける。

才四の試みとしては、三月まで区切り、年末融資と金融機関と連絡して

やてゆく予算、処置としては、貸倒れ十五万円、利、補給五万円と云

うことでやってやきたい

方法としては、一、万円を定期的に預託し、これに金融機関の分を二百、三百

万円加え、審査会が審議に基づいて貸付を行うものである。天災等による

貸倒れがあった場合は、予算の範囲内で補償をする、と云ふことによる。

現状これは、八王子市、サウザン、カ町としては昭和町だけのようである。

貸倒れが出来る場合の予算の残については産業委員会に諮り商店連合会の基金として積立てるか或はその他の用途に當るかと言うような考案もある。以上述べた主旨に基く條例である。

「第三番(西村節) 施策としてはいよいよ思うが町の状態にかうして税金を見返りとして行くと云う点^は道路排水溝の整備或は学校建設と云うこと、もありその次に云うと云う考へ方との関連性で同う

基地を中心とした局地的な環境にある町として、物的な営業もあるが條例中で規定する必要はないか

金融機関等の協定で貸倒れの予算以上と云うた場合に於ける協定は出来ないか

一町長

日雇労働者の場合等は既に貸倒れもあると思うが更に組織を利用して借入を申込んできたところ、其面目な業者に対する施策はれと対象として考へた場合殆ど考慮されていない此等の声をきく対する援助は第一段階として着きかたのである。

次の質問について審査委員に常任正副委員長 金融機関三名商店連合会一名等にも委嘱し更に基準を設けて貸付の規則を定めるか、このよううな業者に対する貸付の防止は出来ないか

貸倒れについては審査を厳格にし保証人名を定める等により貸倒れの絶滅を期する

金融機関との連繫についてはこれを考へた初めか一年位前で立川の三菱銀行が心するに日の外諾を得てある然し現在福生に三つの機関があるのの中金融としての各験より信用金庫と農協の諾をいた結果内諾を得てある

「第三番(西村節) 公共事業費が他町村より少いと言うことは色々事業が少かつたこと、思うがそれ等が立遅れている現在事業資金と併行してそれ等も行なわれるべきと考へるが劃期的な施策がありや同う貸倒れについても金融機関に対し予算の範囲内で補償すると言うことについては話合は出来たか

一町長

銀行で取引をしていふ業者とは貸付をしないか或はそれに対する保証人の決定又は貸倒れに対する或程度の補償があれば金融機関としての賛成も得られる

一町長(船木善平)

まう入るの例より借入条件がむづかしく困難だとの新聞報道があるが町長の見解を伺う

保証人の七千円以上の納税義務者となつてゐるが申込が困難ではないか

才十三條の金融調査についても取引の悪い者の調査は困難ではあるが貸倒れについても三人の連帯であれば貸倒れと云うようなことは考えられないのでその点條件を削除されたい

一町長

或程度対人信用と云ふことによるが納税と云う面でもそれにより意欲増進にもなるので好ましい

一第十七番(井根泰輔)

保証人が二重に申請する場合が考えられないか

一町長

二重には保証人になれないと規定されてゐる

一議長(田村幾太郎)

本件について異議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定する旨をまづける

定する旨をまづける

一日程才五(議案才五三三三)昭和三年年度福生町追加更正予算

一議長(田村幾太郎)

本件を提案する日をまづける

書記

朗読

一助役

内容については既に協議会或は実施計画等にて決定されたものである

歳入で中街交付金は特別金が同建はないと思ふ国庫補助四百三十四円は

車庫災害復旧費である寄附は消防施設の設置に基くものである

課入金については清掃事業会への課入である

歳入で消防木づの購入修繕及車庫建設並に常備消防の諸費である

未償は補助道二路線上屋敷街道改修更に鍋谷戸拜島線の路線である

あり災害救助費についてはアイオニ船具による災害復旧費である

社会労働施設費は民生委員の退取記念品代又民生委員協議会費である

其他支出の明細につき説明をする

一総務委員長 昨日の委員会の結果は原案通り承認することに決定した

議長 本件につき、要議の有無を会議に諮り、全会一致原案通り決定する旨を告げる。

一、日程第六（議案第五四号）福生町監査委員改選につき、同意を求めたる件。

議長（田村幾太郎）本件を提案する旨を告げる。

書記 朗読

一、助役 原案の説明

議長（田村幾太郎）本件につき、要議の有無を会議に諮り、全会一致原案通り決定する旨を告げる。

三時三十分告了。

署名議員選挙

議長（田村幾太郎）署名議員選挙は指名推薦により議長が指名する旨を会議に諮り決定する。

議長（田村幾太郎）左記の者を指名し、各名に会議に諮り、全会一致決定する。

高橋彦一

石川雄一

森田吉一

議長（田村幾太郎）福生町議会を閉する旨を告げる。

三時三十分告了

右会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

昭和二十八年十一月二十七日

福生町議会

議長 田村幾太郎

議員 高橋彦一

議員 石川雄一

議員 森田吉一

